

令和4年度愛知県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

(通則)

第1条 令和4年度愛知県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「交付金」という。）は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げることができるよう予算の範囲内において支援を行うものであり、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金の対象)

第2条 交付金の対象となる者は、以下の各号に定められた要件をすべて満たす事業所（以下「交付対象事業所」という。）を運営する法人等（以下「交付対象事業者」という。）とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第29条第1項及び第51条の14第1項に基づき愛知県又は愛知県内の指定都市並びに中核市（以下「愛知県等」という。）から指定を受けた事業所、又は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項及び第24条の2第1項に基づき、愛知県等から指定を受けた事業所であること。

なお、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

(2) 愛知県に所在する事業所であること。なお、愛知県における障害児施設措置費の対象児童がいる愛知県以外に所在する障害児入所施設等については、この限りでない。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を令和4年2月サービス提供分又は事業所開設当初から算定していること。

(4) 原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施していること。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和4年3月分とまとめて一時金等にて賃金改善することとして差し支えない。なお、令和4年4月以降の新規開設事業所についてはこの限りではない。

(5) 前号の賃金改善を行った旨を、令和4年2月末日までに愛知県知事へ報告していること。なお、前号ただし書の対応を行った場合は、令和4年3月末日までの報告として差し支えない。

- (6) 「令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）実施要綱」（令和4年4月1日障発0401第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（別紙）。以下「実施要綱」という。）に定められた要件を満たしていること。

（交付事業内容）

第3条 令和4年2月から9月までの間において、実施要綱3に定める者に対して3%程度（月額9,000円相当）の賃金改善を行う交付対象事業所に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を交付する。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を最大2か月間対応することとする。

（交付金の額）

第4条 交付金の額としては、実施要綱5に定める額とする。

（賃金改善の要件）

- 第5条 交付対象事業所は、実施要綱6に定める要件を満たした賃金改善を行わなければならない。
- 2 前項の賃金改善においては、実施要綱8（2）及び（4）①に定める対応を行わなければならない。
 - 3 第1項の賃金改善においては、実施要綱8（4）②に定める対応を行っても差し支えない。

（処遇改善交付金計画書）

第6条 交付対象事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、当該交付対象事業者が運営する交付対象事業所を取りまとめのうえ、実施要綱7（2）の規定に基づき作成した別紙様式2-1及び別紙様式2-2（以下「処遇改善交付金計画書」という。）を、令和4年4月15日までに愛知県知事に提出しなければならない。

ただし、令和4年4月以降の新規開設事業所については、事業所開設月の15日までの提出として差し支えない。

（交付申請）

第7条 前条の処遇改善交付金計画書を規則第3条に定める交付申請とみなす。

(交付の決定等)

第8条 愛知県知事は、第6条による処遇改善交付金計画書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

2 愛知県知事は、前項の審査にて、交付金の交付が不適切と判断した場合においては、処遇改善交付金計画書の受領月から翌月末までに不交付決定を通知する。

3 前項の通知が、所定の日までにない交付対象事業者については、前項の所定の日を翌日をもって、規則第6条に定める交付決定通知がされたものとする。

(決定の取消し等)

第9条 愛知県知事は、交付金の交付をした場合において、事業者等が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、交付金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって交付金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、交付金を交付することが適当でないと認められた場合

(5) 障害福祉サービス等報酬の請求誤りにより、交付金を過大に受領した場合

(変更交付申請)

第10条 交付対象事業者は、計画の変更（軽微な変更等を除く。）を行う場合は、愛知県知事が別に定める日までに、処遇改善交付金計画書による変更交付申請を行わなければならない。

なお、愛知県知事が別に定める場合による計画の変更（軽微な変更等を除く。）の場合、別紙様式5による変更交付申請を行わなければならない。

(変更交付の決定等)

第11条 愛知県知事は、前条による処遇改善交付金計画書または別紙様式5を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、交付金を交付すべきものと認めたときは、変更交付の決定をする。

2 愛知県知事は、前項の審査にて、変更交付の決定が不適切と判断した場合においては、処遇改善交付金計画書については受領月から翌月末までに、別紙様式5については受領日から愛知県知事が別に定める日までに、不承認の旨を通知する。

3 前項の通知が、所定の日までにない交付対象事業者については、前項の所定の日を翌日をもって、変更交付決定の通知がされたものとする。

ただし、別紙様式5による申請の場合は、愛知県知事が別に定める日に通知があったものとする。

(処遇改善交付金実績報告)

第12条 交付対象事業者は、当該交付対象事業者が運営する交付対象事業所を取りまとめるうえ、実施要綱7(3)の規定に基づき作成した別紙様式3-1及び3-2を、令和5年1月末日までに愛知県知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 前条の提出を規則第13条に定める実績報告とみなす。

(交付金の交付)

第14条 この交付金は、交付対象事業所が行う令和4年2月から同年9月における障害福祉サービス等報酬から第4条に基づき算出された額の交付金を、国保連が交付を受けたうえ、毎月概算払により交付対象事業者へ支払う。

ただし、交付対象事業所における障害福祉サービス等における自立支援給付費等について債権譲渡をしている場合は、当該交付対象事業所については、愛知県知事が当該交付対象事業所を運営する交付対象事業者へ毎月概算払により支払う。

なお、令和4年2月分及び3月分については、同年4月分をあわせて支払う。

(愛知県知事への変更の届出)

第15条 交付対象事業所は、実施要綱7(5)及び(6)に定める場合が生じた際は、同規定に基づき愛知県知事へ届出を行う。

(交付金の停止)

第16条 愛知県知事は、交付対象事業所において、実施要綱8(1)に定める場合が生じた際は、既に交付された交付金の一部又は全部を返還させることができる。

(届出内容を証明する資料の保管及び提示)

第17条 交付対象事業所は、実施要綱7(4)に規定される資料を適切に保管し愛知県知事から求めがあった場合は、速やかに提示を行わなければならない。

(その他)

第18条 本事業の実施にあたり、本要綱及び実施要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。